事務所通信 No.283

令和元年５月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所☎ 0254-22-5649 (代)

◆外国人労働者の雇い入れ◆

2018年12月に出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）を改正する法律が成立、今年4月に施行されました。この入管法では新たな在留資格（特定技能1号・特定技能2号）が創設されています。



★「特定技能1号」と「特定技能2号」とは

▲特定技能1号・・・特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

▲特定技能2号・・・特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

	特定技能1号	特定技能2号
期間制限	あり（通算5年）	な　し
家族の帯同	不 可	可
業　種	①建設業 ②造船・舶用工業 ③自動車整備業 ④航空業、⑤宿泊業 ⑥介護 ⑦ビルクリーニング ⑧農業、⑨漁業 ⑩飲食料品製造業 ⑪外食業 ⑫素形材産業 ⑬産業機械製造業 ⑭電気電子情報産業	①建設業 ②造船・舶用工業
技能水準	実務経験等を要する技能であって特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる

★「特定技能」と「技能実習」の比較

	特定技能	技能実習
目的	人手不足の解消	国際貢献
受入国	原則自由 ※1 （一部不可の国有り）	制限有り （15か国）
受入人数	26万人～34万人 （2019年からの5年間）	27万人 （2017年末実績）

※1　政府は在留資格「特定技能1号」を取得するために合格することが必須な日本語試験を国際交流基金主催のもと、当初8カ国（ベトナム、中国など）で行うこととしているため海外から招聘する外国人労働者の国籍は当面この8か国が中心となります。



★「技能実習」から「特定技能」への移行

技能実習2号※2 を修了した後、特定技能1号への移行は可能です。

※2　技能実習2号の区分は入国2・3年目で、技能等に習熟する活動です。

★「特定技能外国人」の転職

「技能実習生」の転職（実習先の変更）は認められていませんが「特定技能外国人」の転職は、同一の業務区分内であれば可能です。

〇介護分野 → 介護業 、×介護分野 → 建設業

★外国人労働者の労働災害防止対策

「特定技能外国人」の受入も始まり益々増加する外国人労働者。労働災害防止についての対策もより強化する必要があります。

▲母国語表記での安全衛生標識の設置
（外国人労働者が理解出来るよう、あらかじめ説明しておく）



▲母国語の安全衛生マニュアルの配布

人材不足でお困りの事業所様は、外国人雇用も一考の余地があるのではないでしょうか。

◆ お　知　ら　せ ◆

70歳以上75歳未満の方の限度額適用認定証

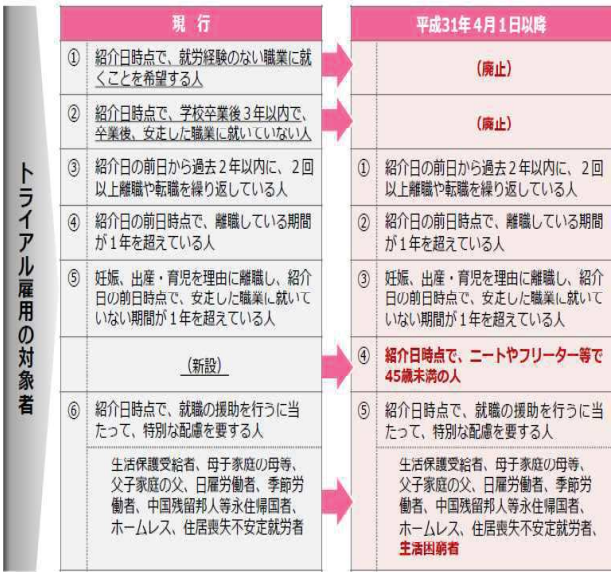
▲70歳以上の方のうち、所得区分が現役並Ⅰ、現役並みⅡの方は健康保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証の3点を医療機関窓口に提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。
所得区分が**一般、現役並みⅢの方は限度額適用認定証は発行されません**ので健康保険証と高齢受給者証の2点を医療機関窓口に提示して下さい。

被保険者の所得区分	標準報酬月額及び負担割合区分
現役並みⅢ	標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方
現役並みⅡ	標準報酬月額53万円～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方
現役並みⅠ	標準報酬月額28万円～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方
一般所得者	現役並み（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）及び低所得者以外の方

トライアル雇用制度の追加対象者

▲「トライアル雇用制度」及び「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」が平成31年4月以降、対象者の一部が変更になりました。

対象者の一覧（新旧対照表）



一括有期事業の開始についての変更



▲一括有期事業開始届の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業について「一括有期事業開始届」が廃止されたため所轄の労働基準監督署への提出が不要になりました。



▲一括有期事業の地域要件の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業について地域要件が廃止されたため、遠隔地で行われるものも含め一括されることとなりました。

※一括有期事業の要件
・概算保険料の額が160万円未満であること
・事業の規模が請負金額1億8000万円未満（建設の事業）又は素材見込生産量1000立方メートル未満（立木の伐採の事業）であること

労働保険年度更新

平成30年度確定・令和元年概算の労働保険料の申告・納付期限は7月10日（水）です。労働保険事務組合に委託されている事業所様の口座振替日、集金日は6月25日（火）です。



高卒求人

令和2年3月卒業予定者の選考スケジュールは下記のとおりです。高卒者の募集予定が有りましたら弊所でも求人票を作成いたしますので担当者までお声がけ下さい。優秀な人材の確保は企業の早期手続きが有効です。

・ハローワークによる求人申込書の受付開始
6月1日
・企業よる学校への求人申込及び学校訪問開始
7月1日（原則として学校の了解を事前に得る）
・学校から企業への生徒の応募書類提出開始
9月5日
・企業による選考開始及び採用内定開始
9月16日

■ 拾い読みの読書

なぜ日本の会社は生産性が低いのか？

著　者／　熊野　英生

出版社／　文春新書　　880 円＋税

「働き方」の不条理を解決する！

P9　旧日本軍の失敗から、その逆を目指せばよいとの教訓がえられる。私たちが目指すべき戦略は・・（1）生産性を引き上げるために現場が予算を使い、投資できること（物量重視）（2）技術の優秀さよりも継続して儲ける型（フレーム）をつくること（持久戦志向）（3）新しいテクノロジーを採用し、外部環境の変化に対応すること（判断の柔軟化）

P110　管理会計では、損益分岐点比率を下げる方法は、次の３つが知られている。（1）変動利益の拡大：商品力の向上、販売価格の引き上げ、コストダウン　(2) 売上数量の増加：販売促進、営業効率の向上　(3) 固定費の削減：間接部門のスリム化・機能代替・・ただし、「合成の誤謬」というパラドックスに注意・・固定費削減＝人件費削減、設備投資を減らす＝すべての企業が人件費削減すると家計所得が減少して、消費不況に陥る。すると、販売価格の引き上げや、売上数量の増加ができなくなって、かえって生産性が低下・・やみくもな生産性上昇の追及は、かえって自分の首を絞める・・経営者の良識ある行動が求められている部分でもある。

P188　生産性上昇のために必要な３つの要因：（1）チームワークと協業のメリット（2）働く人の目線の高さ（3）職業への忠誠心と利他的行動

P204　差別化の能力は、非価格競争力ともいえる。非価格競争力は、顧客が評価してくれる価値を提供することである。この製品は使い勝手がよい・・持っていると他人から羨ましがられる・・その価値に顧客はより高い対価を支払っている。

■ ５月のミニミニ・セミナー

『給与体系の基礎』

▲ 施行間近の「同一労働・同一賃金」を前に、給与の仕組みを整理してみませんか。

▲ 令和元年5月29日（水曜日）
午後１時30分～３時00分

▲ 講　　師：弊所 副所長 特定社会保険労務士 坂上洋幸

▲ 会　　場：篠田パートナーズ事務所

▲ 対　　象：企業経営者及び人事担当者

▲ 定　　員：先着10名

▲ 受講料：無料

▲ 申込み：当事務所までご連絡下さい。

★ ６月の予告 ★

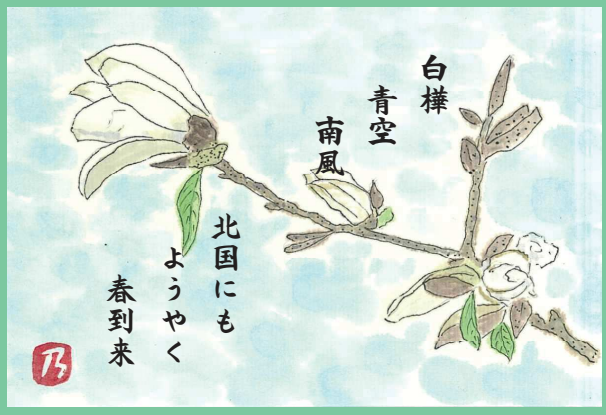
『パワーハラスメント防止』

▲ 法制化が審議されている『パワーハラスメント防止』への対応を解説します。

▲ 令和元年6月25日（火曜日）午後1時30分～

▲ 講師：弊所 副所長 特定社会保険労務士 武田奈津子

■ 絵手紙通信



事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (283号)

■ 新元号 (H31.4.3)

▲新元号が「令和」に決まった。『万葉集』「梅花の歌」序文の「于時、初春令月、気淑風和、梅披鏡前之粉、蘭薫珮後之香」（時に初春の令月にして、気淑く風和ぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫らす）からの引用だという。

▲安倍総理は談話で、日本最古の歌集であるとともに我が国の豊かな国民文化と長い伝統を象徴する国書である万葉集からの引用として「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ、という意味が込められている」と語り、隣国の新聞は「安倍晋三政権の保守的色が日本の古典を出典とする年号誕生の背景にあるようだ」と。日本の漢学者からは、中国の詩文集「文選（もんぜん）」にある「仲春令月、時和気清」の句の影響を受けているとし、中国紙も「中国の痕跡は消せない」の見出しで、「万葉集」も中国詩歌の影響を受けていると指摘するなど賑やかである。

▲国内でも、号外は出るは、テレビ、新聞の話題は「令和」一色・・・街角インタビューでは、街の歓喜を拾っていた。そんな中、新元号に良いとか悪いとか、清々しいとか、願いを込めるとかの感慨もなく、少しばかり気を利かせるつもりで、出来上がったばかりの労使協定書の有効期限を新元号で入力した。

▲しかし、脳裏には、井上陽水の曲「傘がない」が流れていた。「テレビでは　我が国の将来の問題を　誰かが深刻な顔をしてしゃべってる　だけど問題は今日の雨　傘がない・・・」。

▲そして、新元号にはしゃぐ人々に付いて行けない自分をどう捉えるべきか戸惑を覚えていた。

■ トキメキ (H31.4.5)



▲NHKの「チコちゃん」の回答にいつも感心しているが、年とともに飛ぶが如く感じる時間の経過の理由を「大人になると、人生にトキメキがなくなるから」との答えに頷いた。

▲子供の食事風景を例えに、「今日のご飯は何かな？」「どんな味かな？」「にんじんが星形になっているな」・・・と、次々の発見。これがトキメキだというが、今朝の朝食は「作業」であったかと振り返った。

▲しかし、久し振りにときめいたことがある。それは、某法人役員の懇親会の後、飲み足りない三人で入った新潟の住人二人の馴染みの店。小座敷には、先客の常連さんが「振袖さん」を呼んで飲んでいた。その楽しそうな姿に、テーブル席の我等もと、女将に「振袖さん」の手配を頼んだ。

▲程なくして来た「振袖さん」は、昨年春に入った新人ながら、本人の素質とお姐さんたちの仕込みで、おじさん達を十分に和ませてくれた。そして、お勘定となって、三人の名刺を女将に渡し、後日、花代を含む割り勘の請求書が届くという、古町での粋な飲み方にときめいた。

▲最盛期には400人いた古町芸妓が、企業の経費削減や社会情勢の変化等で需要が減少する中で、何時しか絶滅危惧種などと囁かれるに至ったが、「接待文化」の復活を願い、新潟の旦那衆が芸妓の育成に努めているのだという。

▲ミクロの視点では正しいことでも、それが合成されたマクロの世界では、必ずしも意図しない結果が生じることを指す「合成の誤謬（ごびゅう）」の理解の体験にときめき、「ボーッと生きてんじゃねえよ！」とチコちゃんの声が聞こえた。